

瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和6年10月10日

瀬戸市教育委員会

教育長 加藤正彦

瀬戸市教育委員会規則第6号

瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則
瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則（令和6年瀬戸市教育委員会規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。